

福岡県公報

平成二十年七月二日
第二千八百四十三号
増刊 ①

改める。

甘木朝倉医師会立朝倉病院	” 来春四二二一
朝倉医師会病院	” 来春四二二一

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第一二三号）の一部を次のように改正する。

平成二十年七月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 朝倉市の項中

社団法人甘木朝倉医師会甘木朝倉医師会病院

” 三奈木一四六六番地一

を

甘木朝倉医師会老人保健施設アスピア

” 三奈木一四二〇の一五

を

朝倉医師会介護老人保健施設アスピア

” 三奈木一四二〇の一五

に

目 次



定価
一箇月一
三五〇円
(税込・郵便料別)